

設計課題「市街地に建つ建築教育普及センター」

I. 設計課題

この計画はある都市の市街地において、昨今の建築業界のイメージ新と、今後の発展を目的とし、地域に開かれた「建築普及センター」を計画するものである。この施設は、1・2級の建築受験生が利用するだけでなく、もの創りを通じて、建築に携わる者たちと地域住民との交流を持つことができるものとする。

計画にあたっては特に次のことが求められている

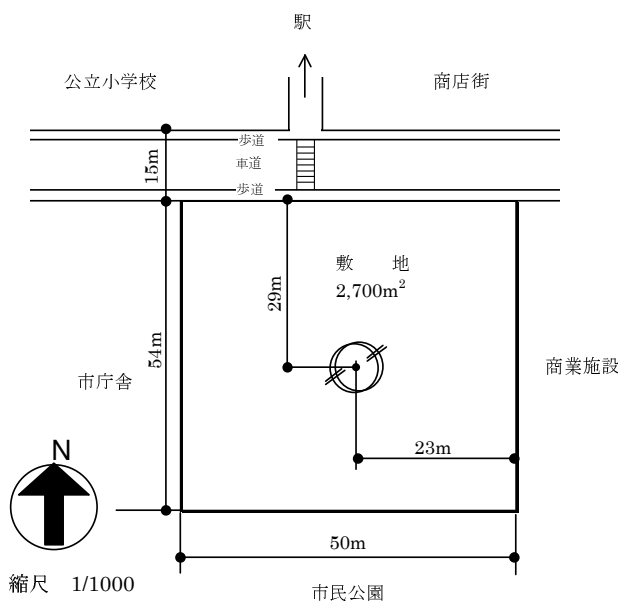
- ①ツリーハウス広場を施設の「核」として設け、各部門との融合と分離をはかる。
- ②公園等の敷地条件に配慮し、地域に開かれた施設を計画する。



1. 敷地及び周辺条件

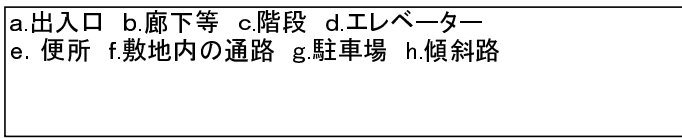
(1)敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、下記のとおりである。

- ①北側-道路(15m)を挟んで公立小学校、駅、商店街がある。
  - ②西側-市庁舎がある。
  - ③南側-市民公園がある。
  - ④東側-商業施設がある。
- (2)敷地は平坦で道路及び隣地との高低差はないものとする。また、必要に応じ歩道の切り開きはできるものとする。
- (3)敷地は近隣商業地域及び準防火地域に指定されている。また、建ぺい率の限度は70%(特定行政庁が指定した角地における加算を含む)、容積率の限度は200%である。
- (4)電気・ガス・上下水道は完備している
- (5)地盤は良好である。
- (6)気候は温暖で、積雪についての特別な配慮はしなくてもよい。



2. 建築物

- (1)ラーメン構造による鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造でもよい)、地下1階、地上2階建とする。なお、地下については、所定の所要室を配置するが、その計画はしなくてもよい。
- (2)南側公園側からもアプローチできるようにする。
- (3)地階を除く床面積の合計は2700m<sup>2</sup>から3100m<sup>2</sup>以下とする。この課題の床面積算定においてはピロティ、塔屋、バルコニー、屋外階段は床面積に参入しないものとする。
- (4)「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に規定する次のa~hの特定施設についてはハートビル法の「利用円滑化誘導基準」を満たすものとする。



- (5)設備については次のとおりとする。
- ①空調和設備を設ける。
- ②エレベーターは乗用1基(13人乗:ロープ式)を設ける。  
必要に応じて小荷物専用EVを設けても良い

3. その他の施設

- (1)体験テラス(70m<sup>2</sup>以上)を子供建物創り体験室の屋外に設ける。
- (2)カフェテラス(約50m<sup>2</sup>以上)をレストランの屋外に設ける。
- (3)屋上テラスは次のとおり計画する。
  - ①屋上テラスはまとまったスペースで50m<sup>2</sup>以上とする。
  - ②屋上テラスは景観を楽しむように計画する。
  - ③テーブル等の屋外ファニチャーを設置する。
- (4)駐車場は平面駐車とし施設利用として4台(うち車いす使用者用として1台)、管理サービス用として2台分を設ける。
- (5)駐輪場は施設利用者として20台(1台当たり2mx0.5m程度)を設ける。
- (6)ごみ置場を各6m<sup>2</sup>を設ける。
- (7)敷地内のスロープは、幅1.5m以上、勾配は1/15以内とする。
- (8)(1)~(7)「その他の施設等は、床面積に算入しないものとする。

4. 所要室(下表の室は、すべて計画する)

部門	室名	床面積	特記事項
建築士受験対策部門	自習室1	約100m <sup>2</sup>	可動間仕切により4室(25m <sup>2</sup> /1室)に分割して少人数の自主勉強会にも利用できるものとする。
	自習室2	約80m <sup>2</sup>	自主勉強会、講習会に利用できるものとする。
	和室	約100m <sup>2</sup>	踏込、水屋、押入を設ける
	メディアコーナー	約50m <sup>2</sup>	PC端末を端末を設けてインターネット等を利用できるようにする。主に建築士受験生が利用する。
共用部門	休憩コーナー	適宜	ツリーハウス広場が見下ろせる位置に設ける。
	世界・建築史ギャラリー	約100m <sup>2</sup>	
	一級建築士ギャラリー	約80m <sup>2</sup>	模型展示スペース(約12m <sup>2</sup> )、過去問題展示スペース(壁長15m)を設ける。
	倉庫	適宜	
	子供建物創り体験室	約300m <sup>2</sup>	地上1階に設け天上高は6m以上とする。紙模型工作コーナー、木工工作コーナー、プレイコーナー、構造体験スペースを設ける。木工コーナーには電動ノコ(1m角)2台設置し、危険防止のためパーテーションで区画する。
	更衣室	適宜	男性用、女性用各1室設ける。ロッカーを設ける。
	子供展示スペース	約35m <sup>2</sup>	子供建物創り体験室に近接し、一般の来館者の目にとまりやすい位置に設ける。
	ツリーハウス広場	約200m <sup>2</sup>	上部をガラス屋根を設けた吹抜け空間とする。一部エントランスホールと重複してもよい。既存樹を利用し、地域住民や学生が共同でツリーハウスを作り上げるものとする。製作には子供建物創り体験室を利用するので動線を考慮。ベンチ、植栽を設ける。
	集会室	約240m <sup>2</sup>	可動間仕切により3室(80m <sup>2</sup> /1室)に分割して利用できる。地域住民の集会室として使用する。建築教育普及部門の講習会にも使用できるように配慮する。
	パントリー	適宜	集会室に隣接する。厨房からの動線に配慮する。
	図書室	約150m <sup>2</sup>	貸出コーナー、検索コーナー、書架、閲覧コーナーを設ける。屋上テラスへ出入りできるようにする。
視聴覚室	約50m <sup>2</sup>	DVD、ビデオを視聴できるブースを設ける。	
レストラン	約150m <sup>2</sup>	厨房、レジコーナー、客用便所を男女別に設ける。	
その他	エントランスホール	適宜	風除室を設ける TELコーナーを設ける。
	管理事務室	約50m <sup>2</sup>	受付カウンターを設ける。
	センター長室	約35m <sup>2</sup>	応接コーナーを設ける。
	講師控室	適宜	2室を設ける。
	会議室	約35m <sup>2</sup>	
	製図用品・書籍ショップ	約50m <sup>2</sup>	
	職員更衣室	適宜	男性用、女性用各1室設ける。
	備品倉庫	約35m <sup>2</sup>	
	倉庫	適宜	
	便所	適宜	車いすに対応した多機能便所を併設する。
機械室	約200m <sup>2</sup>	地下に設けドライエリアを併設する。	

(注) 上記の床面積の合計(地階及び適宜を除く)は約1840m<sup>2</sup>となる。

II. 要求図面等

設計製図答案用紙の定められた枠内(寸法線は枠外でもよい)に黒鉛筆を用いて記入する。

1. 要求図面

下表により、所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい)、必要な事項を記入する。

図面及び縮尺	特記事項
(1)1階平面図 兼 配置図 1/200	①建築物の主要寸法(柱割及び床面積に必要な限度)を記入する。 ②主要な室名を記入する。 ③1階平面図兼配置図には、次のものを図示する。 イ. 断面図の切断位置 ロ. 建築物の出入口 ハ. 敷地の出入口 ニ. 駐車場、駐輪場(台数を明示する。) ヘ. ごみ置場、通路、植栽等 ト. 地階部分の位置(点線で図示し床面積を記入する。) チ. ドライエリアの位置
(2)2階平面図 1/200	④2階平面図には吹抜(ある場合のみ)となる部分を図示 ⑤面積要求のある室については床面積を記入する。 ⑥「カフェテリア」、「体験テラス」、「屋上テラス」はその範囲を示し、面積を記入する。 ⑦下階の屋根、庇等がある場合は図示する。 ⑧所要諸室の境界が壁などで仕切られていない場合はその境界を明示する。
(3)断面図 1/200	①切断位置は「ツリーハウス広場」を含み、建築物の立体構成がわかる断面とする。地階は表記しなくてもよい。 ②建築物の高さ、階高、天井高、1階床高及び主要な室名を記入する。 ③はり及びスラブの断面を記入する。

2. 面積表

1階及び2階の床面積及びその合計を記入する。なお、その算定式も記入する。